

議員提出議案第一号

杉並区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区議会議員

鈴木

信男

同

原田

あきら

同

くすやま

美紀

同

原口

昭人

杉並区議会議長 今井 讓 様

杉並区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区長等の退職手当に関する条例（昭和三十四年杉並区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の五百」を「百分の二百五十」に、「百分の三百四十」を「百分の百七十」に、「百分の二百六十」を「百分の百三十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区長等の退職手当を減額する必要がある。

杉並区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(退職手当の額)

第三条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、任期満了前に退職した場合において、勤続期間に一年未満の端月数があるときは、月割計算による。

区長	勤続期間一年	百分の二百五十
につき		
助役	同	百分の百七十
収入役	同	百分の百三十

旧 条 例

(退職手当の額)

第三条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、任期満了前に退職した場合において、勤続期間に一年未満の端月数があるときは、月割計算による。

区長	勤続期間一年	百分の五百
につき		
助役	同	百分の三百四十
収入役	同	百分の二百六十